

「白老町受動喫煙防止シール」取扱説明書

1. 目的

平成30年7月に健康増進法が一部改正され、第1種施設については令和元年7月より敷地内禁煙が義務付けられました。ただし、必要な条件を満たした場合のみ、屋外に「特定屋外喫煙場所」を設置することが可能となっています。

「白老町受動喫煙防止シール」は、適切な箇所に貼付することにより、施設の禁煙区分を明確にして、受動喫煙を防止し、かつ喫煙者・非喫煙者ともに快適に町内施設を利用できることを目的としています。

※第1種施設において特定屋外喫煙場所を設置する条件については、本書裏面および、同封の「白老町受動喫煙防止対策ガイドライン（概要版）」をご参照ください。

2. 種類

- | | | |
|-----------------------------|-------|----|
| ①敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所 <u>あり</u> ） | ※台紙上段 | 赤色 |
| ②敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所 <u>なし</u> ） | ※台紙中段 | 赤色 |
| ③喫煙場所 | ※台紙下段 | 黄色 |

3. 利用方法

- | |
|-----------------------------|
| ①敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所 <u>あり</u> ） |
| ②敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所 <u>なし</u> ） |

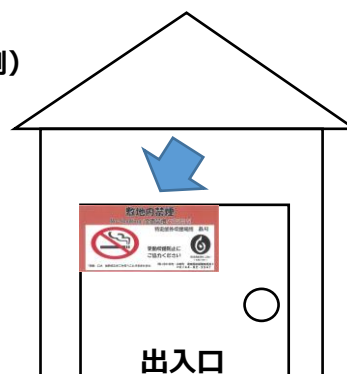
施設の入り口など、施設利用者が内容を明確に判別できる箇所に貼付してください（右図）。

特定屋外喫煙場所を設置している施設は①を、設置していない施設は②を貼付してください。

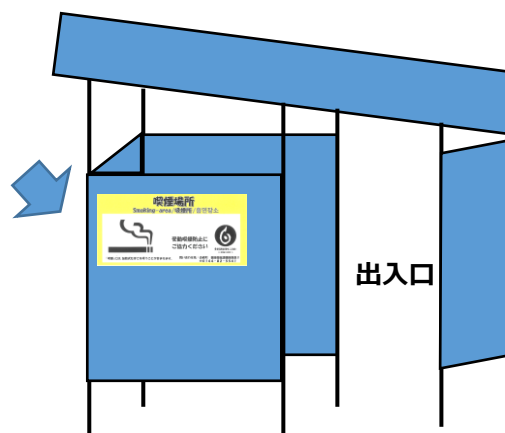
③喫煙場所

特定屋外喫煙場所を設置した場合に、喫煙場所を明確に判別できる箇所に貼付してください（右図）。

(例)



(例)



4. 第1種施設の主な例

- ・行政機関の庁舎（行政機関が事務を処理するために使用する施設に限る）
- ・学校教育法に定められる学校（小学校、中学校、高校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校・ろう学校、養護学校、幼稚園）
- ・病院、診療所及び助産所、薬局、施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復など）
- ・介護老人保健施設及び介護医療院
- ・難病相談支援センター
- ・障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び病児保育事業の用に供する施設
- ・児童福祉施設
- ・母子健康包括支援センター、認定こども園
- ・少年院及び少年鑑別所

5. 特定屋外喫煙場所を設置する際の要件 ※屋外のみ

- ①喫煙場所に、記載事項が容易に識別できる標識を掲げること
- ②施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること（喫煙の目的でのみ利用される場所に限る）
※通常立ち入らない場所が無い施設は、特定屋外喫煙場所を設置することが出来ません
- ③喫煙可能な場所が区画されていること（壁や天井での区画に限定されない）

6. その他

- ・白老町受動喫煙防止対策ガイドライン（白老町ホームページ）：
<http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp/soshiki.kenkoufukusi/>
- ・職場の受動喫煙防止対策に係る相談支援
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 050-3537-0777